

●香川県告示第1号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和3年1月5日から同月19日まで三豊市漁業協同組合において縦覧に供する。

令和3年1月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名
三豊市詫間町栗島534番地1 高島 和也
三豊市詫間町栗島55番地 松岡 常和
三豊市詫間町栗島335番地 浅野 眞二
- 2 加入区の名称
栗島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
三豊市漁業協同組合